

## 高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）又は妊娠婦等生活援助事業所を設置する者（以下「補助事業者」という。）が、児童指導員及び養育者等直接処遇職員の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ることを目的として実施する次条に規定する補助事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助者等の雇い上げによる直接処遇職員の業務負担軽減事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 児童指導員、母子支援員又は指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る事業（以下「児童指導員等となる人材の確保事業」という。）
- (2) 児童養護施設等における夜勤業務の負担軽減を図るとともに、子ども間の暴力・性暴力、障害等を抱えた子ども、外国籍の子ども等ケアニーズの高い子どもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、直接処遇職員の業務の負担軽減を図る事業（以下「夜間業務等の業務負担軽減事業」という。）

### (補助対象施設)

第4条 本事業の対象施設は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 前条第1号

補助者の雇い上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）

#### (2) 前条第2号

補助者の雇い上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び妊娠婦等生活援助事業所

### (補助率及び補助対象経費)

第5条 前条に規定する補助事業の補助対象経費については、別表第1に定めるとおり

とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式によるものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助事業者は、補助金額の増額又は20パーセントを超える減額変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）申請書を知事に提出しなければならない。

(調査及び指示)

第10条 知事は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助事業の実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第

1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第6条の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| 1 区分              | 2 基準額                                                                                                                                          | 3 対象経費                                                                                  | 4 補助率 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①児童指導員等となる人材の確保事業 | 1人当たり：4,534,000円<br>（年度途中で職員を配置した場合は、上記「1施設当たり補助基準額」を12で除した金額（1,000円未満切捨て）に配置月数を乗じた額を補助基準額とする。ただし、月途中で職員を配置した場合は、配置した日の属する月の翌月に配置したものとして取り扱う。） | 対象施設において、補助職員（※1）の配置に要する経費<br><br>補助職員に係る人件費<br>（報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費等）                 | 2分の1  |
| ②夜間業務等の業務負担軽減事業   | 1施設当たり：4,534,000円                                                                                                                              | 対象施設において、夜間業務等に従事する職員（※2）の配置に要する経費<br><br>夜間業務等に従事する職員に係る人件費<br>（報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費等） | 2分の1  |

※1 補助職員は次に掲げる（ア）及び（イ）の要件をいずれも満たす者とする。こと。

なお、同一の補助職員に対する補助対象期間は最大2年とする。

（ア） 児童福祉施設の設備運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員の資格要件を満たしていない者であること。

（イ） 児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者であって、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）で勤務を続ける意欲を持った者であること。

※2 夜間業務等に従事する職員は次に掲げる要件を満たす者とする。こと。

当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であって、ファミリーホームが雇い上げる補助者は児童福祉法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者であること。

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者住所

氏名

（生年月日 年 月 日）

年度高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、年度高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

2 補助事業の目的及び内容

3 事業予定年月日

事業開始予定年月日

事業完了予定年月日

4 添付書類

（1）年度高知県児童養護施設等体制強化事業計画書（別紙1）

（2）補助金所要額調書（別紙2）

（3）県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

補助金振込先： 金融機関名

支店

口座名義人(カナ)

口座番号(種別：普通・当座)

種別：                      番号：

(別紙1)

年度高知県児童養護施設等体制強化事業計画書

1 施設名及び所在地

|     |  |
|-----|--|
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |

2 補助職員の配置

|      |                        |
|------|------------------------|
| 氏名   |                        |
| 業務内容 |                        |
| 配置期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日<br>( か月) |
| 勤務時間 |                        |

3 補助職員の配置により児童指導員等の負担が軽減される業務内容

4 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（本事業によるものを除く。）

5 補助金所要額見込み

別紙2 補助金所要額調書のとおり

(別紙2)

補助金所要額調書

(単位：円)

| 事業名              | 総事業費<br>A | 寄附金その他の収入額<br>B | 差引補助対象経費<br>C (A - B) | 補助基準額<br>D | 補助所要額<br>E (C と D の<br>いずれか少ない額) |
|------------------|-----------|-----------------|-----------------------|------------|----------------------------------|
| 児童指導員等となる人材の確保事業 |           |                 |                       |            |                                  |
| 夜間業務等の業務負担軽減事業   |           |                 |                       |            |                                  |

(注) A欄、B欄、E欄については、それぞれ内訳の該当する項目の金額を記入してください。

(注) D欄については、別表第1により算出した補助基準額を記入してください。

内訳

(1) 収入の部

(単位：円)

| 区分       | 計画額 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 県補助金 E   |     |    |
| 自主財源     |     |    |
| 寄附金その他 B |     |    |
| 合 計      |     |    |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 支出経費区分 | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
|--------|-----|------|----|
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
| 合 計 A  |     |      |    |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 予算決定日 (又は決定予定日) | 年 月 日 (予定) |
|-----------------|------------|

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏名

年度高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知  
がありました事業を下記のとおり変更したいので、 年度高知県児童養護施設等  
体制強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認されるよう関係書類を添えて申  
請します。

記

1 変更（中止、廃止）事業名、理由及びその内容

2 変更後の補助金額 金 円

内訳

| 事業名 | 事業費 | 補助金所要額 | 既交付決定額 |
|-----|-----|--------|--------|
|     | 円   | 円      | 円      |

3 添付書類（変更内容を明らかにするもの）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者住所

氏名

年度高知県児童養護施設等体制強化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知  
がありました事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、 年度高知県児童養  
護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

中止（廃止）事業名及び理由

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者住所

氏名

年度高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知  
がありました事業を実施しましたので、 年度高知県児童養護施設等体制強化事  
業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 年度高知県児童養護施設等体制強化事業費活動報告書（別紙3）
- (2) 補助金所要額調書（別紙4）
- (3) その他事業の概要が分かる書類

(別紙3)

年度高知県児童養護施設等体制強化事業活動報告書

1 施設名及び所在地

|     |  |
|-----|--|
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |

2 補助職員の配置

|      |                        |
|------|------------------------|
| 氏名   |                        |
| 業務内容 |                        |
| 配置期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日<br>( か月) |
| 勤務時間 |                        |

3 補助職員の配置により児童指導員等の負担が軽減される業務内容

4 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（本事業によるものを除く。）

5 補助金所要額見込み

別紙4 補助金所要額調書のとおり

(別紙 4)

補助金所要額調書

(単位：円)

| 事業名                  | 総事業費<br><br>A | 寄附金その他の収入額<br><br>B | 差引補助対象<br>経費<br><br>C (A - B) | 補助基準額<br><br>D | 補助所要額<br><br>E (C と D の<br>いずれか少<br>ない額) |
|----------------------|---------------|---------------------|-------------------------------|----------------|------------------------------------------|
| 児童指導員等となる<br>人材の確保事業 |               |                     |                               |                |                                          |
| 夜間業務等の業務負<br>担軽減事業   |               |                     |                               |                |                                          |

(注) A 欄、B 欄、E 欄については、それぞれ内訳の該当する項目の金額を記入してください。

(注) D 欄については、別表第 1 により算出した補助基準額を記入してください。

内訳

(1) 収入の部

(単位：円)

| 区分       | 実績額 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 県補助金 E   |     |    |
| 自主財源     |     |    |
| 寄附金その他 B |     |    |
| 合 計      |     |    |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 支出経費区分 | 実績額 | 積算内訳 | 備考 |
|--------|-----|------|----|
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
|        |     |      |    |
| 合 計 A  |     |      |    |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 決算決定日 (又は決定予定日) | 年 月 日 (予定) |
|-----------------|------------|